

# みやぎ6次産業化トライアル事業募集について【第2回募集】

農山漁村なりわい課

## 1 目的

宮城の将来ビジョンに掲げる「競争力ある農林水産業への転換」の早期実現に向けて、県内の農林漁業者等が生産する農林水産物の他、地域の自然、伝統、文化、人材などの資源を最大限に活用した、新たな6次産業化の取組の実現に必要な機械・器具等の整備を支援します。

## 2 事業概要

### (1) 対象者

県内に本店を有する農林漁業の法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）、農林漁業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体）及び農林漁業を営む個人で六次産業化・地産地消費<sup>\*</sup>に基づく総合化事業計画の認定を受けていること<sup>\*\*</sup>。

<sup>\*</sup>正式名称：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律。

<sup>\*\*</sup>年度内に認定を目指すものにおいては、年度内2月末までに認定を受けることが確実と認められる者。

### (2) 補助対象経費

みやぎ6次産業化トライアル事業実施計画の達成に必要な機械・器具等の取得

例) 独自の流通、販売体制を構築するための機械等の整備

自ら生産した農産物を活用し、委託加工等による商品開発の取組に必要な機械等の整備

農林水産物の加工等による高付加価値化を図るための機械等の整備

### (3) 補助率 補助対象経費の1/3以内

### (4) 補助上限 200万円

### (5) 事業計画の主な要件

自ら生産した農林水産資源を活用する取組であること。

自らの6次産業化に関する新たな取組であること。

地域のモデルとなりうる取組であること。

## 3 事業の募集

(1) 提出書類：申請書（別記様式第1号）、事前調書（要領 別紙）および添付書類（詳細は別記様式第1号参照）

(2) 募集期間：7月11日（木）から随時受付、採択予定数に達した時点等で締め切り

(3) 提出先：地方振興事務所（地域事務所）各部（農業振興部、林業振興部、水産漁港部）  
[地方振興事務所（地域事務所）各部から農山漁村なりわい課へ進達]

※なお、本事業の要領及び提出書類の様式等については、県農山漁村なりわい課のホームページをご確認ください。

《農山漁村なりわい課ホームページ》 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/>

## 4 事業計画の審査について

提出された事前調書について、県で審査を行い、候補者を決定します（2者程度予定）。

候補者は、その後、専門家派遣を受け、事業計画内容をブラッシュアップしてみやぎ6次産業化トライアル計画事業承認申請書を提出し、事業計画が承認されます（事業実施のフローは次頁参照）。

## 5 その他

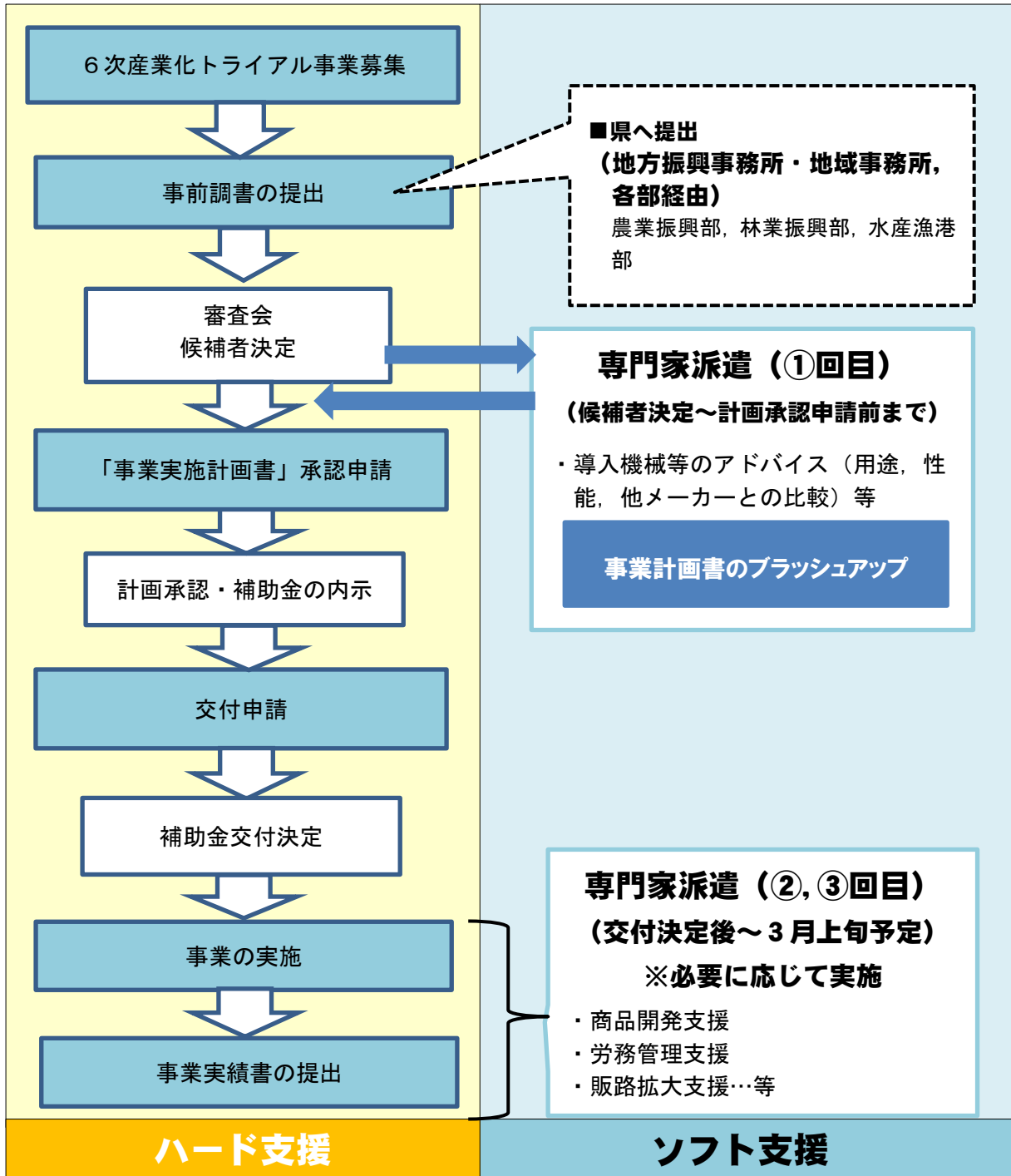
これから総合化事業計画の認定を目指す方は、宮城県が設置する6次産業化サポートセンターの支援が受けられます。

《問合せ先》





宮城県農政部農山漁村なりわい課 6次産業化支援班 電話：022-211-2242

担当：渡邊・宮本

6 事業実施に係るフロー



7 事業導入例

取組例	イチゴや果物等生産者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速凍結機</li> <li>・包装機</li> <li>・冷凍庫…等</li> </ul> <p>事業導入</p>	 <p>飲食店や食品企業へ冷凍果実 (莓, 果物等) の販売, ビューレ等の委託製造</p>
取組例	牡蠣等生産者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・牡蠣洗浄機</li> <li>・浄化用海水タンク</li> <li>・海水くみ上げポンプ</li> <li>・紫外線殺菌装置</li> </ul> <p>事業導入</p>	 <p>飲食店や消費者等へ殻付き牡蠣販売等</p>